

○辰野町使用料条例

平成12年12月5日

条例第39号

改正 平成13年1月17日条例第2号  
平成13年12月18日条例第18号  
平成13年12月18日条例第19号  
平成14年6月17日条例第18号  
平成14年9月19日条例第24号  
平成15年3月17日条例第5号  
平成15年3月17日条例第10号  
平成16年1月14日条例第1号  
平成16年1月14日条例第2号  
平成16年3月18日条例第10号  
平成16年3月18日条例第14号  
平成16年3月18日条例第18号  
平成16年3月18日条例第19号  
平成16年6月18日条例第31号  
平成16年9月17日条例第24号  
平成18年3月17日条例第11号  
平成19年12月4日条例第25号  
平成20年9月18日条例第23号  
平成21年3月19日条例第10号  
平成21年3月19日条例第11号  
平成21年6月17日条例第19号  
平成21年6月17日条例第20号  
平成21年9月17日条例第23号  
平成22年3月19日条例第4号  
平成22年3月19日条例第7号  
平成22年9月17日条例第18号  
平成22年9月17日条例第19号  
平成22年12月17日条例第26号

平成23年6月3日条例第13号  
平成24年12月19日条例第30号  
平成25年3月5日条例第3号  
平成25年9月18日条例第23号  
平成25年9月18日条例第24号  
平成25年9月18日条例第25号  
平成26年1月9日条例第1号  
平成26年3月18日条例第7号  
平成26年12月16日条例第27号  
平成27年3月18日条例第8号  
平成27年3月18日条例第9号  
平成27年3月18日条例第13号  
平成27年3月18日条例第16号  
平成28年12月15日条例第26号  
平成29年3月1日条例第3号  
平成29年3月16日条例第7号  
平成30年3月20日条例第12号  
平成31年3月22日条例第6号  
令和元年9月20日条例第15号  
令和2年9月18日条例第28号  
令和2年12月17日条例第32号  
令和3年3月1日条例第4号  
令和5年3月17日条例第7号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第225条の規定に基づいて徴収する使用料に関し、他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(公の施設の利用に対する使用料)

第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、利用の方法等に従って、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(1) 辰野美術館

- (2) 荒神山スポーツ公園
- (3) 町営辰野球場
- (4) 社会体育館
- (5) 西小体育館
- (6) 体育施設照明
- (7) 同和教育集会所
- (8) 小野農民研修センター
- (9) 生活改善センター
- (10) 老人福祉センター
- (11) 辰野町民会館
- (12) コミュニティセンター
- (13) 聖地
- (14) 削除
- (15) 辰野ほたる童謡公園
- (16) しだれ栗森林公園
- (17) 辰野町避難小屋
- (18) 辰野町食の健康拠点施設
- (19) 辰野町滞在型農園施設
- (20) 辰野町交流促進施設
- (21) 辰野町高齢者活動・生活支援促進機械施設
- (22) 辰野町高齢者自立支援住宅
- (23) 辰野町地域活性化センター
- (24) 辰野町高齢者能力活用センター
- (25) 辰野町下横川営農総合センター
- (26) 辰野町地域福祉活動推進センター
- (27) 辰野町地域福祉助け合い活動推進センター
- (28) 辰野町いきいきライフセンター
- (29) 辰野町高齢者いこいサロン
- (30) 辰野町生活支援センター
- (31) 辰野町小野介護予防センター
- (32) 辰野町インターネットサービス施設

- (33) 町営駐車場
- (34) 辰野町今村介護予防センター
- (35) 辰野町唐木澤介護予防センター
- (36) 辰野町神戸介護予防センター
- (37) 辰野町赤羽介護予防センター
- (38) 辰野町南湯舟介護予防センター
- (39) 辰野町泉水介護予防センター
- (40) 辰野町川島介護予防センター
- (41) 辰野町旭町介護予防センター
- (42) 辰野町宮木中央介護予防センター
- (43) 辰野町桜町世代間交流センター
- (44) 辰野町桜ヶ丘いきいき交流センター
- (45) 辰野町下田いきいき交流センター
- (46) 辰野町ほたるの里世代間交流センター
- (47) 辰野町平出上町いきいき交流センター
- (48) 辰野町中央高畑いきいき交流センター
- (49) 辰野町上島いきいき交流センター
- (50) 辰野町あさひ世代間交流センター

(徴収)

第3条 使用料は、公の施設の利用を許可したときに徴収する。ただし、他の条例に徴収方法について定めがある場合については、この限りでない。

(使用料の読み替え)

第4条 町長は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者により管理する施設については、別表に定める使用料を利用料と読み替えるものとする。

2 第2条第2号荒神山スポーツ公園のうちテニスコート、たつの未来館及び湯にいくセンター、第16号しだれ栗森林公園、第18号辰野町食の健康拠点施設及び第23号辰野町地域活性化センターの利用料については、別表に定める当該金額を限度として、指定管理者があらかじめ町長の承認を受けて定めることができるものとする。

3 町長は、法第244条の2第4項の規定により、第1項に定める利用料を指定管理者の収入として収受させることができるものとする。

(過料)

第5条 詐欺その他不正の行為により、この条例に定める使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、各条例の規定により既に使用の承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

（新型コロナウイルス感染症対策としての町民会館の使用料の特例）

3 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染防止の対策により、辰野町民会館の使用に人数制限がかけられている状況に鑑み、辰野町民会館を令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に使用する場合に限り、その使用に係る主催者が町民（町の区域内に住所を有する者をいう。）又は町の区域内に通勤、若しくは通学する者であるときは、別表中「

(11) 辰野町民会館		午前	午後	夜間
使用区分		午前9時から 正午まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで
ホール	平日	20,000	26,000	29,000
	土、日曜日及 び休日	24,000	32,000	35,000
ホールを準備又は練習の みに使用する場合	平日	7,000	9,000	10,000
	土、日曜日及 び休日	8,000	10,000	11,000
ホワイエ（ホールと同時使用は除 く。）		2,000	2,700	3,000

」とあるのは「

(11) 辰野町民会館
-------------

使用区分		午前	午後	夜間
		午前9時から 正午まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで
ホール	平日	10,000	13,000	14,000
	土、日曜日及 び休日	12,000	16,000	17,000
ホールを準備又は練習の みに使用する場合	平日	1,400	1,800	2,000
	土、日曜日及 び休日	1,400	1,800	2,000
ホワイエ（ホールと同時使用は除 く。）		1,400	1,800	2,000

」とする。

附 則（平成13年条例第2号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第18号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成14年1月15日から施行する。

附 則（平成13年条例第19号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第18号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第24号）

この条例は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第5号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第10号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第2号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第10号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第14号）

この条例は、平成16年4月1日から施行し、改正後の使用料金については平成16年6月1日から適用する。

附 則（平成16年条例第18号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行し、改正後の使用料金については平成16年6月1日から適用する。

附 則（平成16年条例第19号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行し、改正後の使用料金については平成16年6月1日から適用する。

附 則（平成16年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第33に規定する使用料は平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第24号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第11号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第23号）

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第10号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第11号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する

附 則（平成21年条例第19号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第23号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第4号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第7号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第18号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第19号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第26号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第13号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第30号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第23号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第24号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第25号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第1号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第7号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第8号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第9号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第13号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月15日条例第26号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月1日条例第3号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月16日条例第7号）

この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は平成29年3月31日から施行する。

附 則（平成30年3月20日条例第12号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第6号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月20日条例第15号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年9月18日条例第28号）

この条例は、令和2年10月1日から施行し、改正後の附則第3項の規定は、この条例の施行前に辰野町民会館の使用の許可を受けた者についても適用する。

附 則（令和2年12月17日条例第32号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月1日条例第4号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月17日条例第7号）

この条例は、令和5年5月8日から施行する。

別表（第2条関係）

(1) 辰野美術館					
区分	使用料(1日につき)				
1階各室	10,000円				
(2) 荒神山スポーツ公園					
施設名	区分	使用料金 (1時間)	備考		
ア 運動施設					
野球場	全面	600円			
	半面	300円			
テニスコート	一面	1,200円	小・中学生は半額		
陸上競技場	全面	400円			
多目的屋内運動場	全面	1,000円			
	半面	500円			
柔道場、剣道場	全面	300円			
弓道場	全面	200円			
町民体育館	全面	800円			
	半面	400円			
ジェットヒーター	1台	300円			
備考 使用者が入場料を徴収するなど営利のために使用するときは、教育委員会が別に定める。 単位時間は、未満の場合であっても切り上げる。					
イ たつの未来館					
施設区分	使用形態	使用区分	使用料	備考	
バスケットボールコート	個人使用	一般	1 回券	1人1時間 300円	荒天使用禁止
			回数券	11回 3,000円	
		中学生以下	1 回券	1人1時間 200円	
			回数券	11回 2,000円	
	占用使用	1時間	3,000円	要予約	
多目的スタジオ1 (1F・防音仕様)	占用使用	1時間	300円	太鼓・ダンス等	

多目的スタジオ2 (1F)	個人使用	1日	200円	トレーニング等
		1月	1,000円	
多目的スタジオ3 (2F)	占有使用	1時間	300円	スラックライン等個人使用は無料
ボルダリングルーム1・2 (1F)	個人使用	一般	1日	1,000円
			1月	5,000円
		中学生以下	1日	500円
			1月	2,500円
アクティビティテラス (2F)	個人使用	1日	500円	キックバイク等
	占有使用	1時間	300円	催事等

備考

- 1 単位時間は、未満の場合であっても切り上げる。
- 2 複数の日にわたる占有利用の場合は、当該各使用日の開館時間を使用料算定の上限とする。
- 3 営利または営業のために使用する場合は、各区分に定める額の100分の1,000相当額とする。
- 4 使用料は、次の場合を除き、還付しない。
  - ①自然災害等利用者の責めに帰すべからざる事由で使用出来なかったとき
  - ②使用日7日前までに取消の届出をしたとき
  - ③町長が認める特別な理由があるとき
- 5 町長が認めた場合は減免できる。

ウ 湯にいくセンター

区分	一般(中学生以上)	小学生	備考
時間			
午前7時～午後9時	500円(入湯税込)	300円	

(3) 町営辰野野球場

施設名	区分	使用料金(1時間)	備考
町営辰野野球場	全面	400円	
	半面	200円	

備考 単位時間は、未満の場合であっても切り上げる。

(4) 社会体育館

施設名	区分	使用料金(1時間)	備考
社会体育館	全面	600円	

備考 使用者が入場料を徴収するなど営利のために使用するときは、教育委員会が別に定める。  
単位時間は、未満の場合であっても切り上げる。

(5) 西小体育館 体育施設照明電気使用料に準ずる。

(6) 体育施設照明

施設名	利用時間	区分	使用単位	使用料
-----	------	----	------	-----

野球場	照明使用時刻から午後9時30分まで	全面	1時間	2,200円	
		半面	1時間	1,100円	
テニスコート	〃	1面	1時間	600円	
武道館	〃	全面	1時間	150円	
町民体育館		全面	1時間	600円	
		半面	1時間	300円	
社会体育館	〃	全面	1時間	400円	
多目的屋内運動場	〃	全面	1時間	1,400円	
		半面	1時間	700円	
北部グラウンド	〃	全面	1時間	400円	
学校 体育館	西小	午前8:30～午後9:30	全面	1時間	400円
	西小あおぞら	〃	全面	1時間	400円
	東小第一	〃	全面	1時間	400円
	東小第二	〃	全面	1時間	300円
	南小	〃	全面	1時間	400円
	川島小	〃	全面	1時間	400円
	両小野小	〃	全面	1時間	400円
	辰中第一	〃	全面	1時間	400円
	辰中第二 1階	〃	全面	1時間	300円
	辰中第二 2階	〃	全面	1時間	400円
学校 校庭	西小	午後6:30～午後9:30	全面	1時間	400円
	東小	〃	全面	1時間	400円
	川島小	〃	全面	1時間	400円
辰野高校第2グラウンド (全点灯使用)	照明使用時刻から午後9時30分まで	全面	1時間	(一般) 1,600円 (高校生以下) 800円	
(7) 同和教育集会所					
室名	1日 (午前8時30分から午後5時まで)	半日 (午前8時30分から正午まで)	夜間 (午後5時30分から午後10時まで)		
会議室	600円	300円	450円		
学習室	400円	200円	300円		
図書閲覧室	400円	200円	300円		
調理実習室	600円	300円	450円		
全館	2,000円	1,000円	1,500円		
(8) 小野農民研修センター					
全館使用(管理 人室・事務室を)	1日(8時～22時)	冠婚		40,000円	
		葬祭		30,000円	

除く)		地区外者使用	50,000円	
室名	8時～12時	12時～17時	17時～22時	
会議室	2,000円	2,000円	2,000円	
和室	3,000円	3,000円	3,000円	
大広間	5,000円	5,000円	5,000円	
備考 1 全館使用の場合、冬期間は暖房費2,000円を加算。 2 各室においてストーブを使用する場合、ストーブ1台 1回500円を加算。				
(9) 生活改善センター				
1日	半日	夜間	昼夜	
200円	100円	150円	350円	
(10) 老人福祉センター				
区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	
教養娯楽室	300円	500円	600円	
栄養指導室	500円	600円	700円	
運動指導室	300円	500円	600円	
集会室(1)	300円	500円	600円	
集会室(2)	300円	500円	600円	
保健資料室	200円	300円	400円	
健康相談室	200円	300円	400円	
身障者相談室	200円	300円	400円	
身障者作業室	200円	300円	400円	
備考 暖房料 (1) ストーブ使用による暖房料は、一基1時間100円とする。 (2) 減免団体についても暖房料は、規定の料金とする。				
(11) 辰野町民会館				
使用区分		午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
ホール	平日	20,000	26,000	29,000
	土、日曜日及び休日	24,000	32,000	35,000
ホールを準備又は練習のみに使用する場合	平日	7,000	9,000	10,000
	土、日曜日及び休日	8,000	10,000	11,000
ホワイエ(ホールと同時使用は除く。)		2,000	2,700	3,000

学習室101、102、103、104、202、203、和室201	600	700	800
大会議室	1,400	1,800	2,000
調理実習室	1,300	1,400	1,500
リハーサル室	700	800	900

(備考)

- 1 「平日」とは、月曜日から金曜日(2に規定する休日を除く。)をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 3 ホールを営業のために使用する使用料の額は、当該区分に定める額の100分の160に相当する額とする。
- 4 ホール以外を営業のために使用する使用料の額は、当該区分に定める額の100分の1,000に相当する額とする。
- 5 附属設備器具使用料については、辰野町民会館条例施行規則に定める。
- 6 調理実習室の使用料には、ガス代を含む。

(12) コミュニティセンター

名称	室名及び使用料
押野コミュニティセンター	集会室(1,000円) 談話室 ①(300円) 談話室 ②(300円) 調理実習室(500円)
中央コミュニティセンター	イベントホール(2,000円) 研修室(500円) 会議室・図書室・談話室(300円) 調理実習室(500円)
羽場コミュニティセンター	大広間(1,500円) 会議室(300円) 調理実習室(500円)
平出コミュニティセンター	集会室(2,000円) 会議室・図書室(300円) 調理実習室(500円)
宮所コミュニティセンター	多目的ホール(1,500円) 調理実習室(500円) 談話室・講座室・教養室(300円)
下村コミュニティセンター	集会室(1,500円) 調理実習室(500円) 第1・2談話室・研修室(300円)
樋口コミュニティセンター	大広間(2,000円) 大会議室(500円) 調理実習室(500円) 会議室(300円)
新町コミュニティセンター	イベントホール(2,000円) 大会議室(500円) 調理実習室(500円) 会議室・研修室・談話室各(300円)

赤羽コミュニティセンター	ステージ付会議室(2,000円) 会議室(500円) 調理実習室(500円)		
藤沢コミュニティセンター	集会室(1,500円) 会議室(300円) 調理実習室(500円)		
上平出コミュニティセンター	ステージ付会議室(2,000円) 会議室(500円) 調理実習室(500円)		
飯沼コミュニティセンター	多目的イベントホール 1,500円 集会室 ①500円 ②500円 ③300円 調理実習室 500円		
(13) 聖地等			
種類	使用料	区分	
1号聖地	180,000円	1区画4平方メートル	
2号聖地	300,000円	" 6平方メートル	
3号聖地	350,000円	" 4平方メートル	
5号聖地	540,000円	" 6平方メートル	
個別埋蔵室	150,000円	1体あたり	
共同埋蔵室	50,000円	"	
備考 合葬式墳墓の使用者が町内に住所を有しない者である場合の使用料は、上記使用料の額に100分の125を乗じて得た額とする。			
(14) 削除			
(15) 辰野ほたる童謡公園			
区分		単位	金額
下辰野側入園料 (ホテル保護育成協力金)	個人	1回	500円
	団体(15人以上)	1人1回	400円
行商、募金その他これらに類する行為		1回 2平方メートルにつき	600円
業として写真又は映画の撮影	写真	1日	600円
	映画	1日	10,000円
興業		1日	基本料金
			加算料金1平方メートルにつき
競技会、展示会その他これらに類する催し		1日	駐車場
			ふれあい広場
			上記以外は1平方メートルにつき
駐車料金	バス(マイクロバス含む)	1台1回	3,000円
	四輪自動車・二輪自動車	1台1回	500円
備考			

- 1 電気料、水道料は、実費相当額を徴収する。
- 2 単位に未満の端数がある場合は、切り上げる。
- 3 金額に100円未満の端数がある場合は、切り上げる。ただし、金額が100円に満たないときは、100円とする。
- 4 入園料の徴収期間及び時間は、町長が定める。ただし、中学生以下は無料とし、その他町長が認めた場合減免できる。
- 5 駐車料金の徴収期間及び時間は、町長が定める。ただし、ほたる祭り期間中の駐車料金は、辰野ほたる祭り実行委員会が定める。

(16) しだれ栗森林公園

区分	単位	料金	減免後の額
オートキャンプ場	1日1サイト	3,000円	減免なし
バンガロー	8人用1棟	7,000円	3,500円
	5人用1棟	5,000円	2,500円
オートキャビン	ガストイレ付	11,000円	減免なし
キャンプハウス	みわけ荘1棟 (日帰は1/3)	9,000円	4,500円
	てんぐ荘1棟 (日帰は1/3)	15,000円	7,500円
キャンプ場	1日1サイト	2,000円	1,000円
テント貸出料	1張	1,000円	500円
ガス	1口	700円	減免なし
鉄板	1枚	300円	減免なし
毛布	2枚1組	200円	100円
シャワー使用料	1回	100円	減免なし
薪	1束	時価円	減免なし
パターゴルフ場	一般	1,500円	団体割引は15人以上とし、 1人当たり200円を減額する。
	小・中学生	1,000円	
マレットゴルフ場	1人	100円	減免なし
	道具1式	200円	

(17) 辰野町避難小屋

区分	使用料
午前8時から午後5時まで	100円
午後5時から翌日午前8時まで	200円

(18) 辰野町食の健康拠点施設

○宿泊利用料金	
1人・1泊2食付サービス料込み	29,800円

備考

- 1 小学生は、利用料金の70%の額とする。
- 2 未就学児の食事寝具は、別途とする。

3 消費税は、外税とする。			
チェックアウト時間 午前10時を超えた場合	午前10時から午前12時まで	利用料金の50%を加算する。	
	午前12時以降	連泊扱いとする。	
○入浴料金			
利用者区分		使用料	
薬草湯浴室	一般	500円	
	小学生	200円	
備考 休憩は無料とする。			
(19) 辰野町滞在型農園施設			
区分		使用料	
滞在型農園施設		1区画当たり350,000円	
備考 農園及び休憩小屋等の附帯施設の年間使用料とする。			
(20) 辰野町交流促進施設			
使用区分・名称		使用料(1時間につき)	
		一般利用	協力団体
野外舞台やまびこ		1,000円	500円
控室1近江の間		200円	100円
控室2瀬戸の間		200円	100円
研修室1		400円	200円
研修室2・3	全面使用の場合	700円	350円
	片面使用の場合	400円	200円
調理実習室		300円	150円
備考 単位時間は、未満の場合であっても切り上げる。			
(21) 辰野町高齢者活動・生活支援促進機械施設			
区分		使用料	
		1日	半日
研修室(大)		2,000円	1,000円
研修室(中)		1,000円	500円
研修室(小)		1,000円	500円
調理実習室		1,500円	1,000円
(22) 辰野町高齢者自立支援住宅(居住部分)			
収入による階層区分		1人用居室 月額使用料	2人用居室 月額使用料
1	1,200,000円以下	10,000円	12,000円
2	1,200,001円～1,800,000円	18,000円	22,000円
3	1,800,001円～2,400,000円	25,000円	31,000円
4	2,400,001円～3,000,000円	30,000円	37,000円

5	3,000,001円～3,600,000円	35,000円	44,000円
6	3,600,001円～4,200,000円	42,000円	52,000円
7	4,200,001円～4,800,000円	48,000円	60,000円
8	4,800,001円～5,400,000円	54,000円	68,000円
9	5,400,001円以上	60,000円	75,000円

備考 収入は、前年の年収による。

辰野町高齢者自立支援住宅(公共部分)

区分	1日	半日
学習室	500円	300円
調理実習室	500円	300円

(23) 辰野町地域活性化センター

使用料

コワーキングスペース	1時間500円
交流スペース	1時間2,000円

備考

- 1 交流スペースを使用する場合で、営利又は営業のために使用する使用料の額は、この表の区分に従い当該区分に定める額の100分の1,000に相当する額とする。
- 2 使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

(24) 辰野町高齢者能力活用センター

部屋使用区分	午前	午後	夜間
	午前8時30分から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から 午後10時まで
ギャラリーホール (占有使用の場合)	500円	600円	700円
ITルーム (占有使用の場合)	500円	600円	700円
アクティビティホール	800円	1,000円	1,200円
ミーティングルーム	600円	800円	1,000円
シアタールーム	500円	600円	700円
ふれあいホール (入浴料金)	午前10時30分から午後3時30分まで		
	一般(中学生以上)		500円(入湯税込)
	小学生		350円

備考

- 1 各部屋を営利又は営業のために使用する使用料の額は、この表の区分に従い当該区分に定める額の100分の1,000に相当する額とする。
- 2 ふれあいホールは、営利又は営業のための使用を禁止する。
- 3 ふれあいホールは、時間を変更することができる。

(25) 辰野町下横川営農総合センター

区分	使用料
----	-----

	1日	半日
プランニングルーム コミュニティールーム	2,000円	1,000円
プランニングルーム(中)	1,000円	500円
農事作業ルーム 農事相談室 資料室	1,000円	500円
調理加工フロアー	1,500円	1,000円
(26) 辰野町地域福祉活動推進センター		
区分	使用料	
	1日	半日
大広間1	2,000円	1,000円
大広間2	2,000円	1,000円
会議室	1,000円	500円
視聴覚室	1,000円	500円
食堂	1,000円	500円
調理室	1,000円	500円
キッズ・スーパーシニアゾーン	2,000円	1,000円
(27) 辰野町地域福祉助け合い活動推進センター		
区分	使用料	
	1日	半日
地域福祉助け合い活動室(調理実習室)	500円	300円
研修室	500円	300円
相談室	500円	300円
(28) 辰野町いきいきライフセンター		
区分	使用料	
	1日	半日
運動指導室(1)	500円	300円
運動指導室(2)	500円	300円
相談室	500円	300円
調理実習室	500円	300円
(29) 辰野町高齢者いこいサロン		
区分	使用料	
	1日	半日
大広間	500円	300円
和室	500円	300円
談話室	300円	200円
健康器具室	300円	200円
(30) 辰野町生活支援センター		
区分	使用料	

	午前(9時～12時)	午後(1時～5時)	夜間(6時～9時)
相談室	300円	400円	300円
宿泊体験室	300円	400円	300円
生活訓練室	500円	600円	500円
リビングルーム	500円	600円	500円
浴室	300円		
冷暖房料は、別途定める。			
(31) 辰野町小野介護予防センター			
区分	使用料		
	1日	半日	
多目的ルーム	1,000円	500円	
地域活動ルーム	500円	300円	
調理実習室	500円	300円	
(32) 辰野町インターネットサービス施設			
区分	使用料(年額)	備考	
インターネット接続サービス			
基本使用料	最大通信速度100Mbps	24,000円	最大通信速度は、接続分岐点における通信速度
	最大通信速度1000Mbps	258,000円	
最大接続端末数	10台以内	—	利用者が必要とする場合
	11～50台	24,000円	
	51～100台	30,000円	
	101～300台	36,000円	
	301台以上	60,000円	
グローバルアドレス管理		1登録あたり 60,000円	利用者が必要とする場合
DNS管理		1登録あたり 60,000円	利用者が必要とする場合
インターネット関連サービス			
Web領域	10MBあたり	12,000円	利用者が必要とする場合
メールアドレス配布	1～5件	6,000円	利用者が必要とする場合
	6件以上	1件あたり 3,600円	
(33) 町営駐車場			
施設名	区分		
辰野駅南側駐車場	午前0時から午後12時まで1月当たり3,000円(6月を除く。)		
辰野駅北側駐車場	30分まで無料、1日1回300円		
中央道バス停利用者等駐車場	60分まで無料、61分から24時間まで500円、2日目以降1日毎に300円		
医師住宅北側駐車場	午前0時から午後12時まで1月当たり2,500円		
(34) 辰野町今村介護予防センター			

区分	使用料	
	1日	半日
運動指導室(1)	500円	300円
運動指導室(2)	500円	300円
和室(1)	500円	300円
和室(2)	500円	300円
調理実習室	500円	300円
(35) 辰野町唐木澤介護予防センター		
区分	使用料	
	1日	半日
運動指導室	1,000円	500円
会議室(1)	500円	300円
会議室(2)	500円	300円
調理実習室	500円	300円
(36) 辰野町神戸介護予防センター		
区分	使用料	
	1日	半日
運動指導室(1)	500円	300円
運動指導室(2)	500円	300円
和室	500円	300円
調理実習室	500円	300円
(37) 辰野町赤羽介護予防センター		
区分	使用料	
	1日	半日
運動指導室	1,000円	500円
和室(1)	500円	300円
和室(2)	500円	300円
調理実習室	500円	300円
(38) 辰野町南湯舟介護予防センター		
区分	使用料	
	1日	半日
運動指導室	1,000円	500円
談話室	500円	300円
会議室	500円	300円
調理実習室	500円	300円
(39) 辰野町泉水介護予防センター		
区分	使用料	

	1日	半日
研修室兼運動指導室	500円	300円
運動指導室	500円	300円
談話室兼会議室	500円	300円
調理実習室	500円	300円
(40) 辰野町川島介護予防センター		
区分	使用料	
	1日	半日
トレーニングルーム	5,000円	3,000円
多目的ルーム	500円	300円
ミーティングルーム(1)	500円	300円
ミーティングルーム(2)	500円	300円
調理室	500円	300円
備考 トレーニングルーム機器使用料は、1回100円とする。		
(41) 辰野町旭町介護予防センター		
区分	使用料	
	1日	半日
トレーニングルーム	1,000円	500円
会議室	500円	300円
談話室	500円	300円
調理実習室	500円	300円
(42) 辰野町宮木中央介護予防センター		
区分	使用料	
	1日	半日
トレーニングルーム	500円	300円
研修室兼トレーニングルーム	500円	300円
会議室	500円	300円
調理実習室	500円	300円
(43) 辰野町桜町世代間交流センター		
区分	使用料	
	1日	半日
大会議室①	500円	300円
大会議室②	500円	300円
多目的ルーム	500円	300円
調理実習室	500円	300円
(44) 辰野町桜ヶ丘いきいき交流センター		
区分	使用料	

	1日	半日	
第1交流集会室	500円	300円	
第2交流集会室	500円	300円	
調理実習室	500円	300円	
(45) 辰野町下田いきいき交流センター			
区分	使用料		
	1日	半日	
トレーニングルーム	500円	300円	
ミーティングルーム	500円	300円	
調理実習室	500円	300円	
(46) 辰野町ほたるの里世代間交流センター			
区分	使用料		
	午前(9時～12時)	午後(1時～5時)	夜間(6時～9時)
交流ホール	300円	400円	300円
調理実習室	300円	400円	300円
会議室(1)	300円	400円	300円
会議室(2)	300円	400円	300円
(47) 辰野町平出上町いきいき交流センター			
区分	使用料		
	1日	半日	
トレーニングルーム 1	500円	300円	
トレーニングルーム 2	500円	300円	
調理実習室	500円	300円	
(48) 辰野町中央高畑いきいき交流センター			
区分	使用料		
	1日	半日	
集会室	500円	300円	
調理実習室	500円	300円	
(49) 辰野町上島いきいき交流センター			
区分	使用料		
	1日	半日	
交流室	1,000円	500円	
調理実習室	1,500円	1,000円	
(50) 辰野町あさひ世代間交流センター			
区分	使用料		
	1日	半日	
交流室	500円	300円	

ふれあいルーム	500円	300円
---------	------	------

備考

- 1 (18)辰野町食の健康拠点施設以外の消費税は内税とする。
- 2 未就学児童は、無料とする。

別表（第2条関係）